

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 南 堺 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和5年6月23日（金） 午後2時00分から 午後3時30分までの間	
開催場所	大阪府南堺警察署4階講堂	
出席者	委員	嶋田会長 高橋副会長 森委員 三木委員 篠崎委員 瀬川委員 中辻委員 黒肥地委員
	警察	署長 副署長 地域課長 総務課長 会計課長 生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官 生活安全課長代理 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>この場をお借りいたしまして南堺警察署に皆様につきましては、日々住民達の安全を守っていただき、昼夜問わず、頑張ってください感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>また、広報誌を通じて啓発活動を行っていただき感謝しています。</p> <p>住民の代表として意見を述べさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>本日は、お忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。</p> <p>平素から警察行政に御支援いただき、まことにありがとうございます。</p> <p>皆様の声を聴いて業務にしっかり反映させることを考えていますので、よろしく願い致します。</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 特殊詐欺被害の発生状況及び取組状況について</p> <p>【生活安全課長】</p> <p>当署管内では、特殊詐欺の認知件数にあつては前年対比14件増加の20件で、被害金額にあつても約1,400万円増加の約2,600万円と依然、深刻な状況であります。</p> <p>当署で認知した件数は、あくまでも被害届を受理した分のみであり、他にもアポ電を看破した方や、不審電話の情報として日々通報が寄せられています。</p>	

皆様方にありましても、自身が被害に遭わないということは勿論ですが、家族や知人の方にもこのような特殊詐欺の被害に遭わないように、声をかけていただいて、被害を一件でもなくしていきたいと考えていますので、御協力をお願いします。

(2) 特殊詐欺事件被疑者の検挙とその手口について

【刑事課長】

当署におきましては、特殊詐欺の受け子1名を検挙しております。犯行の手口は、まず、掛け子から被害者宅に、百貨店店員を騙り、「偽造されたあなたのキャッシュカードが使用された。その犯人を警察が捕まえている。新しくキャッシュカードを発行する必要があるので、暗証番号を教えてほしい」旨の電話をかけ、一旦電話を切った直後、銀行協会や警察官を騙って「今からキャッシュカードを交換するので職員を派遣する」旨の電話をかけています。

その後、受け子が事前にトランプを入れた封筒を持参して被害者宅を訪問します。

受け子は、被害者に、空の封筒を渡してキャッシュカードを入れるよう申し向けるとともに印鑑を持ってくるよう仕向け、被害者が印鑑を取りに行っている隙に、封印をしたトランプ入りの封筒とすり替えます。そして、「今後、私が取りに来るまで、この封筒は開封しないよう」に伝えて、その場から立ち去るというものです。

犯行動機としては、「経済的に困っていたところ、ネットの闇バイトの募集」に応じてこの犯罪に手を染めています。

闇バイトへの安易な応募の厳禁と危険性の発信については、一度、闇バイトに応募してしまうと抜け出すことは困難ですので、委員の方々には、闇バイトの危険性について、周囲の方々に、あらゆる機会を通じて発信していただきたいと思えます。

(3) 南区安全安心まちづくり協定締結後の取組状況等

【生活安全課長】

当署においては、昨年10月19日に南区役所、社会福祉協議会南区事務所、南区自治連合協議会、南堺警察署の4団体合同による「安全安心なまちづくりに関する協定」を締結しました。

主な取組として、南区役所と南堺警察署の庁舎出入口に、管内発生の特殊詐欺事件の認知件数とアポ電件数を表示した特殊警戒掲示板を設置しました。

また、社会福祉協議会南区事務所とは、高齢者方を訪問する職員に対して特殊詐欺の手口を教養することで、訪問した際に高齢者の異変を早期に察知し、警察に速報してもらい、被害の未然防止を図っています。

更に、南区自治連合協議会とは、連合自治会が開催する会合やイベントに警察が出席することで、高齢者等に対して、堺市南区の犯罪情勢や防犯指導を行ったり、また各自自治会における集会所等での防犯教

室の実施、更には青パト講習時に特殊詐欺被害防止広報啓発の協力を依頼する啓発活動等を行っています。

今後も、地域の実情を踏まえた安全・安心な取組を促進していきます。

(4) 管内の交通事故状況等について

【交通課長】

まず、人身交通事故の発生状況ですが5月末までの件数が99件、昨年比-12件、死者はなし、負傷者数は、127人で昨年比-1人となっています。

次に、交通事故の特徴ですが、まず高齢者が関係する交通事故が多いということがあげられ、全99件中40件、全体の約41%を高齢者が関係する事故が占めています。

また、40件中の30件が、四輪運転中に相手方を負傷させたものです。

あとの10件は、高齢者側が負傷したもので、四輪乗車中1件、二輪乗車中4件、自転車乗車中1件、歩行中が4件となっています。

続いて、類型別ですが、南区においては、顕著に追突事故が多くなっています。

事故形態では、四輪同士の事故が圧倒的に多く、時間帯別では、18時から20時の間の発生が20件と最も多くなっています。

現在行っている広報活動として、「いらち運転はやめましょう。」という活動を現在推進中です。

これは、悪質危険な違反で、重大な事故につながる自分本位でゆとりのない運転を「いらち運転」と総称し、取締を強化するとともに、「ゆとり運転」を心掛けましょうというものですので、お知りおきください。

【委員】

自転車のヘルメット着用は努力義務となっていますが、義務化するにはハードルがあるのでしょうか。

【交通課長】

過去には、原動機付き自転車のヘルメット着用は義務ではないときがありましたが、現在は義務化されており、今後、義務化される可能性がないとは言えないと思います。

【委員】

自転車に対しての保険とかはあるのでしょうか。

【交通課長】

自転車は任意ですが保険はあります。

【委員】

防犯登録は義務ではないのですか。

【署長】

防犯登録は義務ではありません。

【委員】

自転車に対しては努力義務とは言え、逆走があったりルールが浸透していないと思います。

取締りや指導には力を入れていただいたらと思っています。

(5) 巡回連絡について

【地域課長】

巡回連絡とは、交番や駐在所で勤務している制服の警察官が、府民の皆さまの御家庭や会社等を訪問し、お住まいの地域等で発生している事件・事故の内容や、その予防方法を御説明させていただいたり、警察活動に対する御意見や御要望をお伺いする活動です。

巡回連絡時にカードに記載していただいた個人情報、厳重に管理しております。

今後も引き続き巡回連絡への御協力をよろしくお願いいたします。

【委員】

特殊詐欺被害防止の意識の方が強くて、本物の警察官か来たとは思えず、個人情報を伝えることに違和感を感じて拒否したという話を聞いたことがあります。

また、お巡りさんが家に来ることがあるんですかと尋ねられたこともあり、その時は、巡回連絡で家に来ることぐらいあると思うと話しました。

巡回連絡についてもっと周知した方がいいのか、特殊詐欺被害防止のためにあまり話さない方がいいのか、どっちなのかなあということで、質問させていただきました。

【委員】

犬の散歩をしていると男の人たちが、地図を持ってウロウロしている姿を時々見るのですが、あれは不動産屋なのか、車内には3人くらいの方が乗っていて、不思議な感じがしました。

本当に、どこかの家を探しながら運転している感じだったので、それはどうかなと思っていたんです。

【刑事課長】

御心配でしたら通報してもらえると警察の方で確認いたします。

【署長】

気になる点があれば確認に行きますので、遠慮なく言ってください。

例えば「子供がいる家庭で、スーツを着た男がインターホンを鳴らしている記録が残っている」ので非常に怖いという通報があり対応したこともあります。

事件か否かについても含めて、確かめるということも、私たちの仕事です。

【委員】

緊急の時は、110番をしたらよいのか、警察署の方に電話をした方がよいのか、どちらでしょうか。

議事概要

【署長】

緊急の時は、110番をしてください。

【会長】

防犯カメラについて御質問させていただきます。

私の所属する自治会では防犯カメラを4台設置していますが、警察にカメラ設置の届け出が必要なのでしょうか。

【犯罪抑止戦略官】

犯罪捜査等に活用できると思いますので、連絡の上、協力していただくと助かります。

【会長】

実際に事件が発生した時に、管理責任者は自治会長になっていると思いますが、設置場所は高いところにあるので、SDカードは抜きとりがたい気がするのですがどうでしょうか。

【副署長】

お尋ねのカメラは、資格が必要な高所での作業となります。

カメラを設置管理している業者と契約した自治体との契約内容によっても対応方法が変わりますので、御確認ください。